

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程

平成 24 年 4 月 1 日  
規 程 第 2 9 号

[沿革]平成 24 年 8 月 30 日一部改正  
[沿革]平成 25 年 5 月 29 日一部改正  
[沿革]平成 25 年 6 月 28 日一部改正  
[沿革]平成 26 年 3 月 25 日一部改正  
[沿革]平成 26 年 12 月 15 日一部改正  
[沿革]平成 26 年 12 月 24 日一部改正  
[沿革]平成 27 年 3 月 23 日一部改正  
[沿革]平成 28 年 2 月 29 日一部改正  
[沿革]平成 28 年 3 月 24 日一部改正  
[沿革]平成 28 年 12 月 1 日一部改正  
[沿革]平成 29 年 3 月 27 日一部改正  
[沿革]平成 30 年 2 月 27 日一部改正  
[沿革]平成 30 年 3 月 11 日一部改正  
[沿革]平成 30 年 12 月 19 日一部改正  
[沿革]平成 31 年 2 月 27 日一部改正  
[沿革]平成 31 年 3 月 25 日一部改正  
[沿革]令和 元年 12 月 18 日一部改正  
[沿革]令和 2 年 3 月 13 日一部改正  
[沿革]令和 2 年 10 月 29 日一部改正  
[沿革]令和 2 年 11 月 25 日一部改正

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の職員（就業規則第 2 条第 1 項に定める常勤職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職員の給与を受ける権利)

第 2 条 職員は、この規程の定めるところにより、給与を受ける権利を有する。  
2 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。  
3 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、

葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、すみやかにこれにその日までの給与を支払わなければならない。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 給料は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター勤務時間、休日及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条に規定する正規の勤務時間による勤務に対し支給する。

3 手当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 地域手当
- (6) 初任給調整手当
- (7) 管理職手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 休日勤務手当
- (10) 夜間勤務手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 特殊勤務手当
- (13) 管理職員特別勤務手当
- (14) 期末手当
- (15) 勤勉手当
- (16) 医師派遣手当
- (17) 医師人事評価手当
- (18) 職務精励等手当

(給与の支給)

第4条 給料は、月の初日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その月額の全額を当月に支給する。

2 給料の支給日（以下「支給日」という。）は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

4 職員が離職した時は、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡した時は、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき

以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第5条第1項及び第6条並びに第7条に定める週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 7 支給日後において、新たに職員となった者及び支給日前において離職し又は死亡した職員には、その際給料を支給する。
- 8 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、初任給調整手当、管理職手当及び特殊勤務手当（医療業務等接触手當に限る。）は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までにこれらの手當に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 9 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当（医療業務等接触手當を除く。）及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を翌月の支給日に支給する。
- 10 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 11 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 12 前項の給与は、職員の申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への口座振替の方法により支給することができる。
- 13 職員に支給する給与の過渡しとなった金額については、同一の事業年度及び科目内に限り、次期に支給する給与に充当することができる。

第5条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 勤務時間等規程第25条に規定する専従休暇を始め、又は専従休暇の有効期間の終了により職務に復帰した場合
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第124条第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年三重県条例第1号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年三重県条例第66号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この項及び次項において同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従休暇若しくは育児休業をし、配偶者同行休業をし、地独法第124条第1項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月中の給料をその際支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第6条 第21条から第23条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規程第4条第1項に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員（法第28条の5第1項の規定により短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）にあっては7時間45分に勤務時間等規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）にあっては7時間45分に勤務時間等規程第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては7時間45分に勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た時間）に、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

2 第41条に基づき給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(端数の取扱)

第7条 第4条第6項及び第5条の規定による日割計算の額並びに第11条、第12条及び第42条第2項から第5項までの規定その他による給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 第21条から第23条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

4 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、給与期間の全時間数（時間外勤務のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分毎に各別に計算した時間数）によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

5 第41条に基づき給与の減額を行う時間数の計算は、前項の規定を準用する。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

ハ 医療職給料表（三）

(3) 現業職給料表（別表第3）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）の適用については、下の適用範囲表に定めるとおりとする。

種類	適用範囲
事務職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表	医師及び歯科医師
	薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
	看護師、助産師、准看護師、保健師 (ただし副院長の職にあるものを除く)
現業職給料表	現業の業務に従事する総務技術員及び福祉医療技術員である職員

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定める等級別基準職務表のとおりとする。

4 職員の職務の級はその職務に応じ、前項の等級別基準職務表の定めるところにより決定する。

(初任給、昇格及び降格の基準)

第9条 新たに職員として採用する場合の初任給並びに昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）及び降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。）の基準は、別に定める。

(昇給の基準)

第10条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（理事長が別に定める場合は、その期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（別に定める職員

- にあっては、3号給) とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳以上の職員のうち別に定める職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務する日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- 6 職員の昇給は、すべて予算の範囲内において行わなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再任用職員の給料月額)

- 第11条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

- 第12条 育児短時間勤務職員等の給料月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じて決定される額に算出率を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

- 第13条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比較して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(扶養手当)

- 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 身体又は精神に著しい障害がある者
  - (7) 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により、家庭裁判所において職員から扶養を受ける権利を認められた者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （住居手当）

- 第15条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次において同じ。）を借り受け、月額8,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）
  - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額8,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額  
イ 月額20,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から8,000円を控除した額  
ロ 月額20,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から20,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を12,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が65,000円を超えるときは、支給単位期間につき、65,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が65,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、65,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自転車を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。） 3,000円

ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

(1)自転車以外の自動車等の使用距離（ロにおいて「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 3,000円

(2)使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

5,200円

(3)使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

8,100円

(4)使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,900円

(5)使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

13, 700円

(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

16, 500円

(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

19, 200円

(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21, 900円

(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24, 600円

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

27, 200円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

29, 800円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

32, 400円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員

34, 700円

(14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員

36, 700円

(15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員

38, 400円

(16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員

39, 800円

(17) 使用距離が片道80キロメートル以上である職員 40, 700円

ハ 自転車及び自転車以外の自動車等を併せて使用する職員 イ 及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離に応じて口に定める額を合計した額（その合計した額が自転車及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離を自転車以外の自動車等のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額を超える場合にあっては、その額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（自動車等の駐車のための施設（別に定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第7項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（別に定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあっては、別に定めるところにより、1ヶ月当たりの駐車料金の額に相当する額の2分の1の額（その額が3, 500円を超えるときは、3, 500円。以下この号において「1ヶ月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額」という。）を加算した額）（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあっては、1ヶ月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額を加算した額）が65, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、65,

000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特急等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等(以下「特急料金等」という。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の2分の1に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車料金に係る通勤手当にあっては、1ヶ月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### (単身赴任手当)

第17条 勤務地を異にする異動又は病院の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は病院の移転の直前の住居から当該異動又は病院の移転の直後に勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 三重県職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)又は一般地方独立行政法人等職員等(三重県職員退職手当支給条例(昭和29年三重県条例第61号)第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第8条の2第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居して

いた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (地域手当)

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して当該地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 医療職給料表（一）の適用を受ける職員（臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により臨床研修を行っている者をいう。第19条第2項において同じ。）を除く。）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるものには、前項の規定にかかわらず、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

#### (初任給調整手当)

第19条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された医師又は歯科医師の資格を有する職員に支給するものとし、月額368,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から別表第5に掲げる期間の区分に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨床研修医に支給する初任給調整手当の月額については、26,000円とする。
- 3 前2項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額は、別に定める高度な研究に従事する職員にあってはその額に45,000円を加えた額とする。
- 4 前3項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額は、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

#### (管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位の職のうち別表第6職欄に掲げる職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する。

- 2 別表第6職欄に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表職欄区分に応じ、同表区分欄に定める区分とする。
- 3 管理職手当の月額は、管理職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第7の手当額欄に定める額（育児短時

間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあってはその額に算出率を、再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

3 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第41条第3号又は第42条第1項に該当する場合を除く。)には、管理職手当は支給することができない。

#### (時間外勤務手当)

第21条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、その勤務の全時間に対して支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第6条第1項に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第6条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間(別に定める時間を除く。)との合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時

間にあっては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間等規程第 12 条第 2 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 6 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 2 項で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては 100 分の 50 から第 4 項で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 7 第 3 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 2 項で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

#### （休日勤務手当）

第 22 条 職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、勤務時間等規程第 10 条第 2 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 祝日法による休日（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、別に定める日）及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 6 条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### （夜間勤務手当）

第 23 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 6 条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

#### （宿日直手当）

第 24 条 勤務時間等規程第 14 条に基づく宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員には、当該勤務について宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき、医療職給料表（一）適用を受ける者については 21,000 円、それ以外の者については 7,000 円とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、本文に規定する額にそれぞれ 100 分の 50 を乗じて得た額とする。
- 3 第 21 条、第 22 条第 2 項及び前条の規定は、第 1 項の勤務については適用しない。

(特殊勤務手当)

第25条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療業務等接触手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 変則勤務手当
- (4) 病院群輪番制等救急業務手当
- (5) 分娩業務手当
- (6) 新生児医療業務手当
- (7) 災害応急作業等手当

(医療業務等接触手当)

第26条 医療業務等接触手当は、職員が、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する感染症、同条第8項に規定する指定感染症のうち理事長がこれらに相当すると認めるもの及び同条第9項に規定する新感染症並びに検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症をいう。以下同じ。）等の患者に接する業務又はエックス線その他放射線を人体に対して照射する業務に従事したとき支給する。

2 前項の手当の月額は、別表第8に定める額とする。

(夜間看護等手当)

第27条 夜間看護等手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに、その勤務（勤務時間が1時間未満の場合を除く。）1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 助産師、看護師、准看護師等の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合  
7, 300円
- (2) 助産師、看護師、准看護師等の勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が5時間以上である場合又は薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合  
4, 800円
- (3) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が2時間以上5時間未満である場合 3, 550円
- (4) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が2時間未満である場合  
2, 880円

2 医療職給料表の適用を受ける職員が、救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変

するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。)に対処するため自宅等で待機することを依頼され、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術等を行う救急医療等の業務に従事した場合(ただし、一の待機期間中において2回以上の呼出しによる勤務に従事した場合には、それらの勤務のすべてを1回の勤務として取り扱い、また一の待機期間中において短時間の勤務に複数回従事した場合の当該勤務の合計期間が1時間以上になった場合には、1時間以上の業務として取り扱う。)における夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき1,240円とする。

(変則勤務手当)

第28条 変則勤務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき(前条に規定する業務に従事したときを除く。)に支給する。

2 前項の手当の額は、当該勤務1回につき450円とする。ただし、当該勤務が午前4時から午前5時前までの間に開始される業務にあっては960円とする。

(病院群輪番制等救急業務手当)

第29条 病院群輪番制等救急業務手当は、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、第24条に規定する勤務を命じられ、7時間45分以上当該勤務に従事したときに、その勤務1回につき7,000円を支給する。ただし、勤務時間中に第21条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける勤務を命じられた場合は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける者に対する手当の額は、同項に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。

3 医療職給料表の適用を受ける職員が、休日及び夜間における救急患者に対する緊急の医療業務に従事するため第27条第2項に規定する夜間看護等手当の支給を受ける勤務に従事したとき、あらかじめ待機を依頼された期間が5時間以上の場合にあっては当該勤務1回につき2,000円を支給する。ただし、当該勤務に従事しなかったときは、当該待機1回につき1,000円を支給する。

4 医師のうち、別に定める職にある者が、休日及び夜間における医療業務に従事するため、あらかじめ病院内で待機を依頼された場合にあっては、当該待機1回につき30,000円、第24条に規定する勤務に従事した場合にあっては、当該勤務1回につき20,000円を支給する。

(分娩業務手当)

第30条 分娩業務手当は、医師が分娩の業務に従事したときに当該業務1回につき10,000円を支給する。

(新生児医療業務手当)

第31条 新生児医療業務手当は、医師のうち新生児医療に従事する者(複数の職員が従事する場合にあっては主として従事する者一名に限る。)が、新生児特定集中治療室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事したときに当該業務1回につき10,000円

を支給する。

(災害応急作業等手当)

第32条 職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（理事長が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円
- (3) 前項第1号の作業のうち理事長が定める施設内において行うもの 3,300円
- (4) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (5) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円
- (7) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 660円

3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときには当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

4 第2項第4号又は第6号の作業に従事した時間が一日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当の支給)

第33条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める手当を支給し、それ以外の特殊勤務手当は支給しない。

- (1) 同一の勤務時間（月の初日から末日までの間をいう。以下同じ。）において月額で定められている手当（以下「月額手当」という。）の支給対象となる業務の2以上に従事した場合 主として従事した業務に係る月額手当
- (2) 同一の勤務日において月額以外で定められている手当（以下「日額手当等」という。）の支給対象となる業務の2以上に従事した場合 従事した業務に係る日額手当等のうち

### 最高の額の日額手当等

- (3) 月額手当を支給される者がその勤務時間内において日額手当等の支給対象となる業務に従事した場合 当該月額手当（月額手当の支給対象となる業務の2以上に従事した場合にあっては、主として従事した業務に係る月額手当）
- 2 夜間看護等手当、変則勤務手当、病院群輪番制等救急業務手当、分娩業務手当及び新生児医療業務手当については、前項の規定にかかわらず、併給することができる。
- 3 月額手当の支給を受けている職員が、勤務時間の全日数にわたって次の各号に該当する場合においては、当該月分の手当は支給しない。
- (1) 出張（当該業務に関係のある出張を除く。）
- (2) 研修
- (3) 休職、停職、専従休職、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年三重県条例第1号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業
- (4) 休暇その他により勤務しなかった場合
- 4 月額手当を支給される者が勤務期間中において、前項各号に該当する期間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この号において同じ。）による負傷若しくは疾病（派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。以下この項において同じ。）による休職又は休暇の期間は除く。）がある場合で、それらの日の合計日数が勤務時間等規程第10条第2項に規定する勤務日等の2分の1を超えることとなるときは、その者に支給する当該月の月額手当は日割計算によるものとする。
- 5 再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額は、勤務時間等規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額は算出率をそれぞれ当該月額手当の額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 6 前項の職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「それらの日の合計日数」とあるのは「それらの時間の合計時間数」と、「勤務日等」とあるのは「勤務日等に割振られた勤務時間等」と、「日割計算」を「時間割計算」とする。
- 7 特殊勤務手当を支給した場合は、特殊勤務手当実績簿を作成し所要事項を記入し、かつ、これを保管するものとする。

### （管理職員特別勤務手当）

- 第34条 管理職員特別勤務手当は、第20条の手当を支給される職員（次項及び第5項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時

間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第1項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる別表第6の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 一種及び二種 12,000円
- (2) 四種及び五種 10,000円
- (3) 八種 8,500円
- (4) 十種及び十一種 7,000円

4 第2項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる別表第6の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一種及び二種 6,000円
- (2) 四種及び五種 5,000円
- (3) 八種 4,300円
- (4) 十種及び十一種 3,500円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

6 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

7 本条に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （期末手当）

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第4条第10項に定める日（以下この条から第37条までにおいて支給日という。）に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第13条第1項第1号に該当して失職し、又は死亡した職員（第42条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第38条及び附則第8項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあり、

及び「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあり、及び「100分の105」「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の程度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」とする。
- 7 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (期末手当の支給制限)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第28条第4項の規定により失職した職員（就業規則第13条第1項第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

#### (期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### （勤勉手当）

第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、理事長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第4条第10項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第13条第1項第1号に該当して失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

掲げる職員の区分ごとの総額は、理事長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第35条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第38条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

#### （医師派遣手当）

第39条 医師派遣手当は、医師が次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 地域の医療提供体制の維持のため、職員の派遣が必要であるとして法人と派遣先との間で協定書等が締結されていること。
- (2) 自治体病院または公的病院からの要請に基づく派遣であること。
- (3) 派遣先において従事する業務が診療行為であること。
- 2 前項の手当の額は、派遣に伴う法人収入額の7割以内の額とする。
- 3 支給について必要な事項は別に定める。

#### （医師人事評価手当）

第39条の2 医師人事評価手当は、医師（管理職員及び臨床研修医を除く）の人事評価結果に基づき、予算の範囲内において支給額を決定し、3月に支給する。

- 2 支給について必要な事項は別に定める。

#### （職務精励等手当）

第39条の3 職務精励等手当は、理事長が職員に対し、経営改善への貢献や感謝、また職務に対するさらなる意欲向上を促すこと等を目的に支給が必要と判断した場合に、1回につき10,000円の範囲内で支給するものとする。

- 2 支給に関し、必要な事項は別に定める。

(特定職員の適用除外)

第40条 第21条、第22条及び第23条の規定は、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

2 第14条、第15条及び第19条の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第14条、第15条及び第17条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(給与の減額)

第41条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる期間を除き、その勤務しない1時間につき、第6条第2項に定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 祝日法による休日等又は年末年始の休日等の場合には、その日
  - (2) 勤務時間等規程第20条に定める年次有給休暇及び勤務時間等規程第21条に定める特別休暇の場合には、その休暇の期間
  - (3) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第42条第1項において同じ。）による負傷若しくは疾病による勤務時間等規程第22条に規定する病気休暇の場合には、理事長がその療養に必要と認める期間
  - (4) 結核性疾患による勤務時間等規程第22条に規定する病気休暇の場合には、1年の範囲内で理事長がその療養に必要と認める期間
  - (5) 前2号以外の負傷又は疾病による勤務時間等規程第22条に規定する病気休暇の場合には、6ヶ月（特に理事長が必要と認める疾病にあっては、9ヶ月）の範囲内で理事長がその療養に必要と認める期間
  - (6) 勤務時間等規程第12条第2項に定める時間外勤務代休時間を指定された場合には、その時間
  - (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年三重県条例第6号）の規定により職務に専念する義務を免除された場合には、その期間
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間
- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他理事長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により理事長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、理事長が定めるところにより、

職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 3 減額すべき給与額は、その事由が生じた給与期間の分を次の給与期間以降の給料及び地域手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料及び地域手当から差し引くことができないときは、規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

#### （休職者の給与）

第42条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地公法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員の分限に関する条例（昭和48年三重県条例第3号）第2条各号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第13条第1項第1号に該当して失職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは、「第42条第7項」と読み替えるものとする。

(専従休暇者の給与)

第43条 専従休暇の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第44条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第45条 法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業している期間については、給与を支給しない。

(人事給与システムを使用して行われた給与関係手続の特例)

第46条 人事給与システムを使用して行われた給与関係手続については、当該給与関係手続に係る規程等の規定により行われたものとみなす。

(実施に関し必要な事項)

第47条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、三重県職員の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地獨法第59条第1項の規定により、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）が、その前日において病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成10年三重県条例第50号。以下「病院事業庁給与条例」という。）に基づいてなされた決定およびその手続きは、この規程に基づいてなされたものとみなす。

3 平成28年12月1日までの間、第20条第1項に規定する管理職員以外の職員にあっては、第38条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」と読み替えるものとする。

4 承継職員のうち、施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(平成18年三重県条例第10号)附則第8項から第10項までの規定により給与の調整差額を支給されていた者の給与の取扱いについては、当該規定により給料の調整差額を支給される三重県職員の例による。

(55歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置)

5 平成31年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、第1号から第5号に掲げる給与においては、当該各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じて支給するものとし、第6号に掲げる給与においては、同号に定める額を支給するものとする。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第7項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこ

れに対する地域手当の月額の合計額（第38条第4項において準用する第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第38条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第38条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第42条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第42条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第42条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第42条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第42条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第42条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- (6) 管理職手当 当該特定職員に対する管理職手当の月額に100分の98.5を乗じて得た額

給料表	職務の級
事務職給料表	6級
医療職給料表（二）	5級
医療職給料表（三）	6級

- 6 前項に規定するものほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条、第22条、第23条及び第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める

額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 第21条、第22条及び第23条 第6条第1項に規定する額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規程第4条第1項に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては7時間45分に勤務時間等規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては7時間45分に算出率をそれぞれ乗じて得た時間）に18を乗じたものを減じたもので除して得た額）
- (2) 第41条 第6条第1項に規定する額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）

8 附則第5項の規定が適用される間、第38条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.35（特定管理職員にあっては、100分の1.65）、12月に支給する場合においては100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(住居手当に関する経過措置)

9 平成24年4月1日前から引き続き病院事業庁給与条例第7条第2号の規定に該当する職員（同号の規定により同年3月に係る住居手当を支給される職員（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員を含む。）に限る。）については、同条の規定は、同日から平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては同項第2号中「2,700円」とあるのは「2,100円」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「1,400円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「700円」とする。

(職員の給料の額の特例)

10 この規程の施行の日から平成25年3月31日までの間、第8条の事務職給料表の適用を受ける副院長の給料の月額は、副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年三重県条例第9号）の適用を受ける三重県職員の例による。

(法人に派遣された職員の給与の取扱い)

11 地独法第124条第3項に基づき法人に派遣された職員の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当については、三重

県の関係条例及び規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(職員の給与の特例)

2 施行の日から平成26年3月31日までの間、第8条の事務職給料表の適用を受ける副院長の給料の月額及び管理職手当の月額は、副知事等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年三重県条例第61号）の適用を受ける三重県職員の例による。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年12月15日から施行する。

2 改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定を除く。）は、平成26年4月1日から適用し、改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定に限る。）は、平成26年12月1日から適用する。

（平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成26年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の規定による当該適用又は異動の日における号給は、三重県職員の例による。

（施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成27年3月31日までの間において、改正後の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、三重県職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、三重県職員の例による。

## 附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### (切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

#### (給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第35条第5項（第38条第4項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年三重県条例第1号）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第35条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成27年3月23日付け地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程の一部改正（以下「平成27年3月一部改正」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額及び平成27年3月一部改正附則第7項の規定により読み替えて適用する地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程（以下、第7項から第9項において「給与規程」という。）附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する給与規程附則第4項の適用については、当該規定により給料の調整差額を支給される三重県職員の例による。

8 給与規程附則第5項の規定が適用される職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員（他の職員との均衡を考慮して理事長が認め

る職員を除く。) には適用しない。

(1) 当該特定職員の給料月額からその額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額) を減じて得た額

(2) 給与規程附則第 4 項の規定により給料として支給される額

(3) 附則第 3 項から第 5 項までの規定により給料として支給される額

9 前項の規定により給与規程附則第 5 項の規定が適用されないこととなった職員 (他の職員との均衡を考慮して理事長が認める職員を除く。) にあっては、附則第 3 項から第 5 項及び給与規程附則第 4 項に規定する給料は支給しない。

(平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当に関する特例)

10 平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の支給に関する規定の適用については、第 17 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは、「26,000 円」とする。

(地域手当の特例)

11 当分の間、第 8 条の事務職給料表の適用を受ける副院長の地域手当の支給に関する規定の適用については、三重県職員の例による。

12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、三重県職員の例による。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

2 改正後の規定 (第 38 条及び附則第 8 項の改正規定を除く。) は、平成 27 年 4 月 1 日から適用し、改正後の規定 (第 38 条及び附則第 8 項の改正規定に限る。) は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日 (次項において「施行日」という。) の前日までの間において、改正前の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の規定による当該適用又は異動の日における号給は、三重県職員の例による。

(施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、改正後の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、三重県職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、三重県職員の例による。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし改正後の第10条第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から適用し、改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定に限る。）は、平成28年1月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程（以下「新規程」という。）第14条第1項ただし書の規定は適用せず、新規程第14条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新規程第14条第1項ただし書の規定は適用せず、新規程第14条第3項の規定の適用については、同項中「6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、新規程第1条第1項ただし書の規定は適用せず、新規程第14条第3項の規定の適用については、同項中「8級」とあるのは「8級以上」とする。

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（第38条及び第39条の2、附則第8項の改正規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用し、改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定に限る。）は、平成29年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規定（第27条、第38条、附則第8項及び平成27年3月一部改正附則第3項の改正規定を除く。）は、平成30年4月1日から適用し、改正後の規定（第38条及び附則第8項の改正規定に限る。）は、平成30年12月1日から適用し、改正後の規定（第27条及び平成27年3月一部改正附則第3項の改正規定に限る。）は、平成31年1月1日から適用する。

##### (副院長の給料表適用の特例)

- 3 当分の間、給料表の適用を異にして異動する副院長にあっては、異動前に適用していた給料表に基づく給料の月額が異動後に新たに適用した給料表に基づく給料の月額に達するまでは、改正後の第8条の規定に関わらず、異動前の給料表を適用するものとする。

##### (給与の内払)

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成31年2月27日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和元年12月18日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年10月29日から施行し、改正後の規程は、令和2年2月1日から適用する。

(医療業務等接触手当の特例)

- 2 職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に対処するため、政令第1項に定める日までの間において、次の各号に定める業務に従事したときは、医療業務等接触手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染している患者またはその疑いのある者(以下「患者等」という)の診察、検体採取、治療、看護、救護その他これに類する業務
- (2) 前号を除く、患者等の誘導、エックス線による検査等、短時間において患者等に接觸して行う業務
- (3) 第1号または第2号の業務に相当すると別に定める業務

- 3 前項の手当の額は、業務に従事した日1につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 4,000円
- (2) 前項第2号に掲げる業務 3,000円
- (3) 前項第3号に掲げる業務 4,000円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 第2項に規定する業務に従事した場合には、規程第33条第1項第3号の規定は適用しない。

(給与の内払)

- 5 職員が改正前の規程に基づき、令和2年2月1日以後の分として支給を受けた手当は、新規程の規定による手当の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第8条関係）

## 事務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	146,000	196,100	232,300	265,800	292,100	322,900	367,200	412,800	463,100	526,400
	2	147,100	197,900	233,900	267,800	294,300	325,100	369,800	415,200	466,200	529,300
	3	148,300	199,700	235,400	269,600	296,600	327,400	372,300	417,700	469,200	532,400
	4	149,400	201,500	237,000	271,700	298,800	329,600	374,900	420,100	472,200	535,500
	5	150,500	203,100	238,500	273,600	300,800	331,900	377,000	422,000	475,200	538,600
	6	151,600	204,900	240,200	275,500	303,100	333,900	379,500	424,300	478,200	540,900
	7	152,700	206,700	241,700	277,500	305,400	336,100	381,800	426,400	481,200	543,400
	8	153,800	208,500	243,300	279,600	307,700	338,300	384,300	428,600	484,300	545,800
	9	154,900	210,200	244,800	281,700	309,800	340,400	386,800	430,600	487,000	548,200
	10	156,300	212,000	246,300	283,700	312,100	342,600	389,500	432,700	490,100	550,000
	11	157,600	213,800	247,900	285,800	314,300	344,700	392,100	434,800	493,100	551,800
	12	158,900	215,600	249,400	287,900	316,600	346,900	394,800	436,900	496,200	553,700
	13	160,200	217,000	250,900	289,900	318,800	348,900	397,200	438,600	498,900	555,400
	14	161,700	218,800	252,400	292,000	320,900	350,900	399,500	440,400	501,200	556,800
	15	163,200	220,500	253,800	294,000	323,100	353,000	401,700	442,400	503,500	558,100
	16	164,800	222,300	255,200	296,100	325,200	355,000	404,100	444,400	505,800	559,200
	17	166,100	224,000	256,700	298,100	327,300	356,900	405,900	446,300	507,900	560,500
	18	167,600	225,700	258,500	300,100	329,300	358,900	407,900	448,100	509,300	561,500
	19	169,100	227,300	260,200	302,200	331,400	360,700	409,800	449,900	510,800	562,400
	20	170,600	228,900	262,000	304,200	333,400	362,600	411,600	451,600	512,200	563,300
	21	172,000	230,400	263,700	306,300	335,400	364,600	413,500	453,400	513,400	564,200
	22	174,700	232,100	265,500	308,400	337,500	366,500	415,300	454,900	514,800	
	23	177,300	233,700	267,300	310,400	339,500	368,500	417,100	456,300	516,300	
	24	179,900	235,300	269,000	312,500	341,600	370,400	419,000	457,800	517,800	
	25	182,600	236,700	271,000	314,300	343,200	372,400	420,800	459,200	518,900	
	26	184,300	238,200	272,900	316,400	345,100	374,300	422,300	460,500	520,000	
	27	186,000	239,700	274,700	318,500	347,000	376,300	423,800	461,800	521,200	
	28	187,700	241,000	276,600	320,500	348,900	378,300	425,400	463,000	522,400	
	29	189,200	242,300	278,300	322,500	350,600	379,800	427,000	464,000	523,400	
	30	191,000	243,500	280,200	324,500	352,500	381,600	428,300	464,700	524,300	
	31	192,800	244,600	282,100	326,600	354,400	383,400	429,600	465,500	525,200	
	32	194,500	245,800	283,900	328,700	356,200	385,000	430,800	466,200	526,100	
	33	196,100	247,100	285,600	330,200	358,100	386,800	432,000	466,900	526,900	
	34	197,600	248,400	287,500	332,200	359,900	388,200	433,300	467,700	527,800	
	35	199,100	249,600	289,300	334,100	361,700	389,700	434,600	468,400	528,500	
	36	200,600	250,900	291,200	336,200	363,400	391,300	435,800	469,000	529,000	
	37	201,900	251,900	292,900	338,100	364,800	392,700	437,000	469,500	529,700	
	38	203,200	253,300	294,600	340,000	366,100	393,900	437,800	470,100	530,300	
	39	204,500	254,800	296,400	342,000	367,500	395,100	438,600	470,700	531,100	
	40	205,800	256,300	298,200	343,900	368,900	396,200	439,400	471,300	531,700	
	41	207,100	257,700	299,900	345,800	370,200	397,300	440,000	471,800	532,200	
	42	208,400	259,100	301,600	347,700	371,100	398,500	440,700	472,300		
	43	209,700	260,500	303,300	349,500	372,200	399,700	441,400	472,700		
	44	211,000	261,900	304,900	351,400	373,300	400,800	442,100	473,000		
	45	212,200	263,100	306,600	352,900	374,100	401,500	442,900	473,300		
	46	213,500	264,400	308,300	354,300	375,000	402,200	443,700			
	47	214,800	265,800	309,900	355,800	375,900	402,900	444,100			
	48	216,100	267,200	311,600	357,300	376,800	403,600	444,800			
	49	217,200	268,500	312,800	358,900	377,700	404,200	445,300			
	50	218,300	269,600	314,300	359,700	378,500	404,800	445,700			
	51	219,300	270,900	315,800	360,900	379,300	405,300	446,100			
	52	220,400	272,200	317,400	361,900	380,100	405,700	446,500			
	53	221,500	273,300	319,000	362,800	380,800	406,100	446,900			
	54	222,500	274,400	320,600	363,900	381,500	406,400	447,300			
	55	223,400	275,700	322,200	364,800	382,200	406,700	447,700			
	56	224,400	277,000	323,700	365,900	382,900	407,000	448,000			
	57	225,100	278,100	325,200	366,800	383,400	407,300	448,300			
	58	226,000	279,100	326,400	367,500	384,000	407,600	448,700			
	59	226,900	280,200	327,600	368,200	384,600	407,900	449,000			
	60	227,800	281,300	328,800	368,900	385,300	408,200	449,300			
	61	228,500	282,500	329,500	369,300	385,700	408,500	449,600			
	62	229,500	283,500	330,400	369,900	386,400	408,800				
	63	230,400	284,400	331,200	370,600	387,000	409,100				
	64	231,300	285,400	332,000	371,300	387,600	409,400				
	65	232,000	286,200	332,900	371,600	388,000	409,700				

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料月額								
再任用職員以外の職員	66	232,900	287,100	333,300	372,300	388,600	410,000				
	67	233,800	287,800	334,000	373,000	389,200	410,300				
	68	234,900	288,700	334,800	373,700	389,800	410,600				
	69	235,700	289,700	335,600	374,000	390,200	410,800				
	70	236,400	290,500	336,300	374,600	390,700	411,100				
	71	237,100	291,300	337,000	375,300	391,200	411,400				
	72	237,900	292,100	337,700	375,900	391,800	411,700				
	73	238,700	292,900	338,200	376,200	392,100	411,900				
	74	239,400	293,400	338,800	376,800	392,500	412,200				
	75	240,100	293,800	339,300	377,500	392,900	412,500				
	76	240,800	294,300	339,900	378,100	393,300	412,700				
	77	241,500	294,400	340,200	378,500	393,600	412,900				
	78	242,300	294,800	340,700	379,000	393,900	413,200				
	79	243,100	295,000	341,100	379,600	394,200	413,500				
	80	243,900	295,400	341,600	380,100	394,500	413,700				
	81	244,600	295,600	342,000	380,600	394,700	413,900				
	82	245,300	295,800	342,500	381,200	395,000	414,200				
	83	246,000	296,200	343,000	381,700	395,300	414,500				
	84	246,700	296,500	343,500	382,000	395,500	414,700				
	85	247,400	296,800	343,800	382,400	395,700	414,900				
	86	248,100	297,100	344,200	382,900	396,000					
	87	248,800	297,400	344,700	383,300	396,300					
	88	249,500	297,800	345,100	383,700	396,500					
	89	250,200	298,100	345,400	384,100	396,700					
	90	250,700	298,500	345,800	384,600	397,000					
	91	251,200	298,800	346,300	385,000	397,300					
	92	251,700	299,200	346,700	385,400	397,500					
	93	252,000	299,300	346,900	385,700	397,700					
	94		299,500	347,300							
	95		299,900	347,800							
	96		300,300	348,200							
	97		300,500	348,300							
	98		300,800	348,800							
	99		301,200	349,200							
	100		301,600	349,500							
	101		301,800	349,800							
	102		302,100	350,200							
	103		302,500	350,600							
	104		302,800	351,000							
	105		303,000	351,500							
	106		303,300	351,900							
	107		303,700	352,300							
	108		304,000	352,700							
	109		304,200	353,200							
	110		304,600	353,600							
	111		305,000	353,900							
	112		305,300	354,200							
	113		305,400	354,700							
	114		305,700								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,800								
	119		307,100								
	120		307,400								
	121		307,800								
	122		308,000								
	123		308,300								
	124		308,600								
	125		308,900								
再職員		192,400	219,900	259,900	279,300	294,400	319,800	361,500	394,600	445,700	526,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

## 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円
	1	249,200	334,500	400,200	476,000
	2	251,700	337,500	403,100	478,300
	3	254,200	340,400	406,000	480,500
	4	256,700	343,500	408,900	482,800
	5	259,000	346,200	411,600	485,100
	6	262,800	349,500	414,300	487,300
	7	266,600	352,700	417,100	489,500
	8	270,400	355,800	419,900	491,700
	9	274,000	358,800	422,500	493,700
	10	278,000	361,800	425,200	495,800
	11	282,000	364,900	427,900	497,900
	12	286,000	368,100	430,600	500,000
	13	289,800	371,200	433,100	502,100
	14	293,800	374,800	435,600	504,200
	15	297,700	378,200	438,000	506,300
	16	301,600	381,900	440,500	508,400
	17	305,400	385,500	442,700	510,500
	18	309,000	388,200	445,100	512,500
	19	312,500	391,000	447,500	514,500
	20	316,100	393,800	449,900	516,500
	21	319,700	396,700	451,900	518,300
	22	323,400	399,300	454,300	520,100
	23	326,900	401,900	456,700	522,000
	24	330,600	404,500	459,000	523,900
	25	334,100	406,800	461,200	525,600
	26	336,900	409,100	463,500	527,400
	27	339,600	411,400	465,700	529,200
	28	342,200	413,700	468,000	531,000
	29	345,000	416,100	470,200	532,900
	30	347,300	418,200	472,500	534,700
	31	349,500	420,200	474,800	536,500
	32	351,900	422,300	477,000	538,300
	33	354,300	424,400	479,000	539,900
	34	356,700	426,400	481,100	541,700
	35	359,000	428,400	483,200	543,400
	36	361,500	430,400	485,300	545,200
	37	363,900	432,500	487,400	546,800
	38	366,300	434,500	489,200	548,400
	39	368,700	436,500	491,000	549,800
	40	371,100	438,500	492,800	551,400
	41	373,400	440,500	494,500	552,900
	42	374,800	442,300	496,300	554,300
	43	376,300	444,000	498,100	555,700
	44	377,800	445,800	499,900	557,000
	45	379,300	447,700	501,500	558,200
	46	380,700	449,500	503,200	559,200
	47	382,200	451,300	505,000	560,200
	48	383,700	453,000	506,800	561,200
	49	385,000	454,800	508,400	562,200
	50	386,000	456,500	509,700	563,100
	51	387,000	458,300	511,000	564,000
	52	388,000	460,100	512,300	564,900
	53	389,000	462,000	513,600	565,700
	54	389,900	463,200	514,900	566,600
	55	390,800	464,400	516,200	567,500
	56	391,700	465,600	517,500	568,400
	57	392,700	466,800	518,500	569,300
	58	393,600	467,800	519,300	570,200
	59	394,400	468,800	520,100	571,100
	60	395,200	469,800	520,900	571,800
	61	396,000	470,600	521,800	572,700
	62	396,500	471,300	522,600	573,600

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	63	396,900	472,000	523,500	574,500
	64	397,400	472,700	524,300	575,400
	65	397,700	473,400	525,200	576,300
	66		474,100	526,100	
	67		474,800	526,800	
	68		475,500	527,700	
	69		476,000	528,600	
	70		476,700	529,400	
	71		477,400	530,300	
	72		478,100	531,200	
	73		478,500	532,000	
	74		479,100	532,900	
	75		479,800	533,800	
	76		480,500	534,500	
	77		480,900	535,300	
	78		481,500	536,200	
	79		482,100	537,100	
	80		482,600	538,000	
	81		483,200	538,800	
	82		483,700	539,700	
	83		484,200	540,600	
	84		484,700	541,500	
	85		485,100	542,300	
	86		485,700	543,200	
	87		486,100	544,100	
	88		486,600	545,000	
	89		487,100	545,800	
	90		487,700		
	91		488,300		
	92		488,700		
	93		489,200		
	94		489,800		
	95		490,400		
	96		491,000		
	97		491,500		
再任用職員		300,900	343,300	397,700	470,700

口 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,900	188,800	224,100	283,000	330,800	375,800
	2	152,300	190,400	225,700	285,000	332,800	378,500
	3	153,700	192,000	227,300	287,200	335,000	381,100
	4	155,100	193,600	228,900	289,400	337,200	383,800
	5	156,300	195,100	230,300	291,600	339,200	386,200
	6	158,100	196,700	231,900	293,700	341,400	388,900
	7	159,800	198,300	233,400	295,800	343,500	391,500
	8	161,500	199,800	235,000	298,000	345,700	394,200
	9	163,200	201,400	236,300	300,000	347,700	396,300
	10	164,900	203,100	237,800	302,200	349,800	398,600
	11	166,600	204,700	239,200	304,300	352,000	400,800
	12	168,400	206,400	240,500	306,500	354,100	403,000
	13	169,900	208,000	242,200	308,700	355,800	405,100
	14	171,800	209,600	243,600	310,700	357,800	407,100
	15	173,800	211,200	244,800	312,800	359,700	409,100
	16	175,700	212,800	246,200	314,800	361,700	411,200
	17	177,600	214,300	247,400	317,000	363,600	413,000
	18	179,500	215,900	248,600	319,000	365,600	415,000
	19	181,300	217,600	249,800	321,100	367,600	416,900
	20	183,200	219,300	251,100	323,200	369,600	419,000
	21	185,100	220,600	252,500	325,100	371,400	420,800
	22	186,600	222,100	253,500	327,100	373,400	422,400
	23	188,100	223,500	254,600	329,000	375,500	424,000
	24	189,600	225,000	255,700	331,000	377,600	425,500
	25	191,200	226,400	256,900	333,000	379,000	427,000
	26	192,700	227,800	258,400	334,900	380,800	428,300
	27	194,200	229,100	259,800	336,900	382,600	429,600
	28	195,600	230,400	261,300	338,900	384,300	430,900
	29	197,100	231,800	262,800	340,500	386,100	432,200
	30	198,400	233,200	264,500	342,300	387,600	433,400
	31	199,700	234,700	266,200	344,000	389,200	434,600
	32	201,000	236,100	267,900	345,800	390,900	435,700
	33	202,400	237,500	269,400	347,500	392,200	436,900
	34	203,800	238,800	271,200	349,300	393,500	438,100
	35	205,200	239,900	272,900	351,200	394,800	439,300
	36	206,600	241,200	274,700	353,000	396,000	440,500
	37	207,700	242,600	276,200	354,800	397,100	441,800
	38	209,000	243,900	277,900	356,500	398,300	442,600
	39	210,300	245,100	279,600	358,100	399,400	443,000
	40	211,600	246,400	281,300	359,800	400,500	443,700
	41	212,800	247,700	283,000	361,000	401,300	444,200
	42	214,000	249,000	284,600	362,100	402,100	444,600
	43	215,200	250,200	286,300	363,300	402,900	445,000
	44	216,400	251,300	288,000	364,500	403,700	445,400
	45	217,600	252,500	289,600	365,700	404,100	445,800
	46	218,700	253,900	291,300	366,500	404,700	446,200
	47	219,700	255,400	293,000	367,700	405,200	446,600
	48	220,800	256,900	294,600	368,800	405,600	446,900
	49	221,800	258,500	296,000	369,800	406,000	447,200
	50	222,800	259,900	297,600	370,800	406,300	447,600
	51	223,700	261,300	299,100	371,800	406,600	447,900
	52	224,700	262,700	300,700	372,800	406,900	448,200
	53	225,400	263,800	302,100	373,600	407,200	448,500
	54	226,300	265,200	303,600	374,400	407,500	
	55	227,100	266,600	305,000	375,300	407,800	
	56	228,100	268,000	306,500	376,200	408,100	
	57	228,800	269,000	307,800	376,700	408,400	
	58	229,700	270,300	309,000	377,500	408,700	
	59	230,500	271,600	310,200	378,300	409,000	
	60	231,300	272,900	311,600	379,100	409,400	
	61	232,200	273,900	312,900	379,500	409,600	
	62	233,100	275,100	314,100	380,200	409,900	
	63	234,000	276,400	315,400	380,900	410,200	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	64	235,100	277,700	316,600	381,600	410,500	
	65	235,800	278,700	318,000	382,000	410,700	
	66	236,600	279,800	318,800	382,600		
	67	237,400	280,900	319,600	383,300		
	68	238,300	282,000	320,400	383,900		
	69	239,000	283,100	321,000	384,300		
	70	239,700	284,100	321,700	384,800		
	71	240,400	285,200	322,400	385,300		
	72	241,100	286,300	323,000	385,800		
	73	241,800	287,200	323,700	386,400		
	74	242,600	287,900	323,900	386,900		
	75	243,400	288,400	324,500	387,500		
	76	244,200	289,200	325,100	388,100		
	77	244,800	290,000	325,700	388,600		
	78	245,400	290,600	326,200	389,100		
	79	246,000	291,200	326,700	389,600		
	80	246,600	291,800	327,200	390,100		
	81	247,000	292,500	327,800	390,400		
	82	247,400	293,000	328,300	390,900		
	83	247,800	293,400	328,700	391,300		
	84	248,200	293,800	329,200	391,700		
	85	248,600	294,000	329,700	392,100		
	86		294,200	330,100			
	87		294,400	330,300			
	88		294,600	330,700			
	89		295,000	331,100			
	90		295,200	331,500			
	91		295,400	331,900			
	92		295,600	332,300			
	93		296,000	332,600			
	94		296,200	332,800			
	95		296,400	333,200			
	96		296,700	333,500			
	97		297,100	333,700			
	98		297,400	334,000			
	99		297,600	334,300			
	100		297,900	334,600			
	101		298,200	334,800			
	102		298,400	335,100			
	103		298,600	335,500			
	104		298,900	335,700			
	105		299,200	335,800			
	106			336,100			
	107			336,500			
	108			336,700			
	109			336,900			
	110			337,300			
	111			337,700			
	112			338,100			
	113			338,300			
再任用職員		193,400	220,000	248,200	286,800	327,500	369,700

## ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	164,300	191,800	240,200	263,200	288,900	334,100
	2	165,700	193,900	242,000	264,200	290,700	336,200
	3	167,200	196,000	243,800	265,100	292,600	338,300
	4	168,600	198,000	245,600	266,200	294,600	340,500
	5	170,100	200,100	247,000	267,100	296,400	342,700
	6	171,600	202,400	248,300	268,100	298,200	344,800
	7	173,100	204,700	249,500	268,900	300,100	347,000
	8	174,600	207,000	250,800	270,000	302,000	349,100
	9	175,900	209,400	251,900	271,100	303,900	350,800
	10	177,600	210,800	253,000	271,900	305,800	352,800
	11	179,200	212,200	253,900	273,100	307,600	354,700
	12	180,800	213,600	254,900	274,300	309,500	356,700
	13	182,300	215,000	256,200	275,600	311,200	358,700
	14	184,300	216,500	257,300	277,000	312,900	360,800
	15	186,300	218,000	258,100	278,200	314,700	362,900
	16	188,300	219,200	259,100	279,700	316,500	364,900
	17	190,500	220,600	260,000	281,100	318,400	366,900
	18	192,600	222,100	260,900	282,500	320,000	368,900
	19	194,700	223,600	261,900	283,800	321,700	371,000
	20	196,800	225,100	262,900	285,300	323,400	373,100
	21	198,900	226,500	263,800	286,900	324,900	374,800
	22	201,100	228,200	264,800	288,500	326,400	376,900
	23	203,300	229,900	265,800	290,000	328,000	379,000
	24	205,500	231,600	266,800	291,500	329,500	381,000
	25	207,500	233,000	268,000	292,800	331,200	383,000
	26	208,800	234,700	269,400	294,600	332,600	384,600
	27	210,100	236,400	270,600	296,400	334,100	386,500
	28	211,400	238,100	272,000	298,100	335,700	388,400
	29	212,600	239,700	273,300	299,700	337,100	390,200
	30	213,800	241,100	274,800	301,400	338,600	391,900
	31	215,100	242,400	276,400	303,000	340,000	393,800
	32	216,300	243,600	277,900	304,700	341,500	395,600
	33	217,600	244,900	279,500	306,200	343,100	397,300
	34	218,900	246,000	281,000	307,700	344,600	399,000
	35	220,200	246,900	282,300	309,300	346,200	400,800
	36	221,500	248,000	283,700	310,900	347,700	402,500
	37	222,900	249,100	285,300	312,400	349,400	404,100
	38	224,300	250,200	286,700	313,800	351,000	405,800
	39	225,700	251,100	288,200	315,400	352,500	407,600
	40	227,100	252,200	289,600	317,000	354,100	409,400
	41	228,100	253,000	291,200	318,600	355,300	410,900
	42	229,500	253,900	292,800	320,000	356,800	412,400
	43	230,900	254,800	294,300	321,400	358,300	413,900
	44	232,300	255,800	295,900	322,900	359,700	415,200
	45	233,500	256,700	297,300	324,000	361,300	416,300
	46	234,900	257,700	298,700	325,400	362,300	417,400
	47	236,200	258,700	300,200	326,800	363,800	418,500
	48	237,500	259,700	301,700	328,300	365,100	419,700
	49	238,600	260,700	303,000	329,400	366,500	421,000
	50	239,700	261,900	304,300	330,800	367,900	422,100
	51	240,700	263,100	305,700	332,100	369,200	423,300
	52	241,800	264,400	307,100	333,400	370,600	424,400
	53	242,900	265,600	308,600	334,800	372,100	425,600
	54	244,000	267,100	309,900	336,200	373,300	426,600
	55	245,000	268,500	311,300	337,600	374,400	427,700
	56	246,000	270,000	312,700	338,900	375,600	428,800
	57	247,000	271,600	313,800	339,800	376,700	429,900
	58	248,000	273,200	315,000	341,100	377,600	430,400
	59	248,800	274,700	316,200	342,300	378,600	431,000
	60	249,800	276,300	317,600	343,600	379,600	431,400
	61	250,800	277,700	318,700	344,700	380,200	432,000
	62	251,800	279,200	320,000	345,600	381,000	432,500
	63	252,700	280,700	321,300	346,800	381,800	432,900

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	64	253,700	282,100	322,500	348,100	382,600	433,400
	65	254,600	283,700	323,800	349,200	383,300	434,000
	66	255,600	285,200	325,100	350,400	384,000	434,400
	67	256,700	286,700	326,400	351,600	384,800	434,700
	68	257,700	288,200	327,700	352,700	385,500	435,000
	69	258,600	289,400	328,400	353,700	386,100	435,400
	70	259,700	290,900	329,500	354,700	386,700	
	71	260,900	292,400	330,600	355,800	387,400	
	72	262,100	293,800	331,500	356,900	388,000	
	73	263,500	295,000	332,800	357,700	388,700	
	74	264,800	296,400	333,500	358,800	389,200	
	75	266,100	297,800	334,600	359,900	389,800	
	76	267,400	299,100	335,800	361,000	390,300	
	77	268,400	300,600	336,900	361,700	390,700	
	78	269,500	301,900	338,100	362,500	391,300	
	79	270,800	303,100	339,200	363,300	391,800	
	80	272,100	304,400	340,400	364,000	392,100	
	81	273,200	305,200	341,500	364,600	392,400	
	82	274,200	306,400	342,600	365,100	392,900	
	83	275,300	307,500	343,600	365,700	393,300	
	84	276,400	308,700	344,700	366,200	393,600	
	85	277,300	309,800	345,600	366,800	393,900	
	86	278,200	311,000	346,600	367,300	394,400	
	87	279,300	312,200	347,500	367,900	394,900	
	88	280,400	313,300	348,500	368,400	395,300	
	89	281,400	314,600	349,500	368,800	395,600	
	90	282,300	315,800	350,300	369,200	396,000	
	91	283,300	317,000	351,100	369,800	396,500	
	92	284,300	318,200	351,900	370,300	396,900	
	93	285,300	319,000	352,500	370,600	397,300	
	94	286,300	319,700	353,100	371,100		
	95	287,200	320,400	353,800	371,500		
	96	288,200	321,000	354,400	371,800		
	97	289,100	321,700	354,800	372,400		
	98	289,900	322,000	355,200	372,900		
	99	290,500	322,600	355,700	373,400		
	100	291,400	323,300	356,100	373,900		
	101	292,200	323,700	356,600	374,500		
	102	293,000	324,300	357,000	375,000		
	103	293,800	324,900	357,500	375,500		
	104	294,600	325,500	357,900	375,900		
	105	295,300	325,900	358,200	376,500		
	106	295,800	326,400	358,700	377,000		
	107	296,300	326,900	359,100	377,500		
	108	296,800	327,400	359,400	378,000		
	109	297,000	327,800	359,900	378,600		
	110	297,300	328,200	360,400	379,000		
	111	297,500	328,500	360,900	379,500		
	112	297,900	328,800	361,400	380,000		
	113	298,200	329,200	361,900	380,600		
	114	298,400	329,600	362,400			
	115	298,800	330,000	362,900			
	116	299,100	330,300	363,300			
	117	299,400	330,500	363,700			
	118	299,700	330,800	364,100			
	119	300,000	331,200	364,600			
	120	300,400	331,400	365,100			
	121	300,700	331,600	365,500			
	122	301,100	331,900	366,000			
	123	301,400	332,200	366,500			
	124	301,800	332,500	367,000			
	125	302,000	332,700	367,300			
	126	302,200	333,000				
	127	302,500	333,400				
	128	302,900	333,600				

職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	129	303, 100	333, 700				
	130	303, 400	334, 000				
	131	303, 800	334, 400				
	132	304, 200	334, 600				
	133	304, 400	334, 900				
	134	304, 700	335, 300				
	135	305, 100	335, 700				
	136	305, 400	336, 100				
	137	305, 600	336, 400				
	138	305, 900	336, 800				
	139	306, 300	337, 200				
	140	306, 600	337, 600				
	141	306, 800	337, 900				
	142	307, 200	338, 300				
	143	307, 600	338, 600				
	144	307, 900	339, 000				
	145	308, 000	339, 300				
	146	308, 300	339, 700				
	147	308, 600	340, 100				
	148	309, 000	340, 500				
	149	309, 200	340, 800				
	150	309, 400	341, 200				
	151	309, 700	341, 600				
	152	310, 000	342, 000				
	153	310, 400	342, 300				
	154	310, 600					
	155	310, 800					
	156	311, 100					
	157	311, 400					
	158	311, 700					
	159	312, 000					
	160	312, 300					
	161	312, 700					
	162	313, 000					
	163	313, 300					
	164	313, 600					
	165	314, 000					
	166	314, 300					
	167	314, 600					
	168	314, 900					
	169	315, 300					
再職員用		239, 800	260, 100	267, 300	277, 500	293, 800	330, 900

別表第3（第8条関係）

## 現業職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	143,500	184,600	229,500	282,400
	2	144,100	186,100	230,700	284,200
	3	144,700	187,500	231,700	286,100
	4	145,300	188,900	232,400	287,800
	5	146,000	190,400	233,700	289,600
	6	147,100	191,800	235,000	291,800
	7	148,300	193,200	236,200	293,900
	8	149,400	194,600	237,400	296,100
	9	150,500	196,100	238,500	298,100
	10	151,600	197,900	240,200	300,100
	11	152,700	199,700	241,700	302,200
	12	153,800	201,500	243,300	304,200
	13	154,900	203,100	244,800	306,300
	14	156,300	204,900	246,300	308,400
	15	157,600	206,700	247,900	310,400
	16	158,900	208,500	249,400	312,500
	17	160,200	210,200	250,900	314,300
	18	161,700	212,000	252,400	316,400
	19	163,200	213,800	253,800	318,500
	20	164,800	215,600	255,200	320,500
	21	166,100	217,000	256,700	322,500
	22	167,600	218,800	258,500	324,500
	23	169,100	220,500	260,200	326,600
	24	170,600	222,300	262,000	328,700
	25	172,000	224,000	263,700	330,200
	26	174,700	225,700	265,500	332,200
	27	177,300	227,300	267,300	334,100
	28	179,900	228,900	269,000	336,200
	29	182,600	230,400	271,000	338,100
	30	184,300	232,100	272,900	340,000
	31	186,000	233,700	274,700	342,000
	32	187,700	235,300	276,600	343,900
	33	189,200	236,700	278,300	345,800
	34	191,000	238,200	280,200	347,700
	35	192,800	239,700	282,100	349,500
	36	194,500	241,000	283,900	351,400
	37	196,100	242,300	285,600	352,900
	38	197,600	243,500	287,500	354,300
	39	199,100	244,600	289,300	355,800
	40	200,600	245,800	291,200	357,300
	41	201,900	247,100	292,900	358,900
	42	203,200	248,400	294,600	359,700
	43	204,500	249,600	296,400	360,900
	44	205,800	250,900	298,200	361,900
	45	207,100	251,900	299,900	362,800
	46	208,400	253,300	301,600	363,900
	47	209,700	254,800	303,300	364,800
	48	211,000	256,300	304,900	365,900
	49	212,200	257,700	306,600	366,800
	50	213,500	258,600	308,300	367,500
	51	214,800	259,400	309,900	368,200
	52	216,100	260,200	311,600	368,900

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	53	217,200	260,800	312,800	369,300
	54	218,300	262,000	314,300	369,900
	55	219,300	263,200	315,800	370,600
	56	220,400	264,300	317,400	371,300
	57	221,500	265,500	319,000	371,600
	58	222,500	266,700	320,600	372,300
	59	223,400	267,900	322,200	373,000
	60	224,400	269,100	323,700	373,700
	61	225,100	270,100	325,200	374,000
	62	225,800	271,300	326,400	374,600
	63	226,700	272,500	327,600	375,300
	64	227,500	273,700	328,800	375,900
	65	228,100	274,500	329,500	376,200
	66	229,400	275,600	331,500	376,800
	67	230,600	276,700	333,800	377,500
	68	231,800	277,800	336,000	378,100
	69	232,700	278,900	338,300	378,500
	70	233,800	279,900	340,200	379,000
	71	234,900	281,000	342,500	379,600
	72	236,100	282,100	344,600	380,100
	73	237,300	282,900	346,600	380,600
	74	238,400	283,800	347,700	381,200
	75	239,500	284,500	348,800	381,700
	76	240,700	285,400	349,800	382,000
	77	241,900	286,300	351,000	382,400
	78	243,100	287,100	352,000	382,900
	79	244,300	287,900	352,900	383,300
	80	245,400	288,700	353,800	383,700
	81	246,500	289,500	354,800	384,100
	82	247,500	290,300	355,700	384,600
	83	248,500	291,100	356,600	385,000
	84	249,500	291,900	357,400	385,400
	85	250,600	292,600	358,000	385,700
	86	251,600	292,900	358,800	386,200
	87	252,500	293,500	359,700	386,700
	88	253,500	294,000	360,600	387,300
	89	254,500	294,400	361,500	388,000
	90	255,400	294,700	362,400	388,500
	91	256,300	295,300	363,200	389,100
	92	257,200	295,600	363,800	389,700
	93	258,100	296,000	364,400	390,400
	94	258,900	296,600	365,300	390,600
	95	259,700	297,200	366,200	390,800
	96	260,500	297,800	367,100	391,400
	97	261,300	298,100	367,400	392,000
	98	261,900		368,300	392,200
	99	262,500		369,100	392,700
	100	263,100		370,000	393,300
	101	263,500		370,300	393,600
	102	264,000		371,200	394,100
	103	264,400		372,000	394,700
	104	264,900		372,800	394,900
	105	265,500		373,200	395,500
	106	266,000		374,000	395,700
	107	266,500		374,500	396,100

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	108	267,000		375,400	396,700
	109	267,400		375,700	397,400
	110	267,700		376,600	397,700
	111	268,000		377,100	398,200
	112	268,300		377,900	398,600
	113	268,500		378,500	398,900
	114	268,900		379,200	
	115	269,300		379,900	
	116	269,700		380,700	
	117	269,900		381,400	
	118			382,000	
	119			382,600	
	120			383,200	
	121			383,600	
	122			384,200	
	123			384,800	
	124			385,400	
	125			385,600	
	126			386,100	
	127			386,600	
	128			387,200	
	129			387,400	
	130			387,900	
	131			388,500	
	132			389,100	
	133			389,300	
	134			389,600	
	135			390,200	
	136			390,800	
	137			391,300	
再任用職員		192,400	219,900	246,000	279,300

別表第4（第8条関係）

## 等級別基準職務表

## イ 事務職給料表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 課長（室長）の職務（理事長が特に認めるものに限る）
5級	1 課長（室長）の職務 2 副センター長の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務
6級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を行う課長（室長）の職務 3 困難な業務を行う副センター長の職務
7級	1 副院長の職務 2 事務局長の職務 3 困難な業務を行う事務局長の職務
8級	1 困難な業務を行う副院長の職務 2 困難な業務を行う事務局長の職務
9級	副院長の職務（部長級の職にあるものに限る）
10級	理事長が定める職務

## ロ 医療職給料表(一)

職務の級	基準となる職務
1級	医療業務を行う職務
2級	1 科部長の職務 2 医長又は副センター長の職務 3 科長の職務 4 主任の職務
3級	1 部長又はセンター長の職務 2 困難な業務を行う科部長の職務 3 困難な業務を行う医長又は副センター長の職務 4 困難な業務を行う科長の職務
4級	1 副院長又は参事の職務 2 院長の職務 3 困難な業務を行う部長又はセンター長の職務

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	基準となる職務
1級	医療技術業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする医療技術業務を行う職務
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技術業務を行う職務
4級	1 主幹の職務 2 主査の職務 3 室長（主査級）の職務
5級	1 副部長、副技師長又は室長（課長補佐級）の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務
6級	1 部長又は技師長の職務 2 困難な業務を行う副部長又は室長（課長補佐級）の職務

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	助産師又は看護師の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務
4級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5級	1 看護師長の職務 2 課長（課長補佐級）、室長（課長補佐級）又は主幹の職務 3 室長（主査級）又は主査の職務 4 困難な業務を行う副看護師長の職務
6級	1 副院長の職務 2 看護部長の職務 3 副参事の職務 4 看護部副部長の職務 5 困難な業務を行う看護師長の職務 6 困難な業務を行う課長（課長補佐級）、室長（課長補佐級）又は主幹の職務 7 困難な業務を行う室長（主査級）又は主査の職務

ホ 現業職給料表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う技術員の職務
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務
3級	1 主任技術員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務
4級	総括技術員の職務

別表第5（第19条関係）

期間の区分	初任給調整手当 月額
16年未満	368,800
16年以上17年未満	364,800
17年以上18年未満	360,800
18年以上19年未満	356,800
19年以上20年未満	352,800
20年以上21年未満	348,800
21年以上22年未満	331,900
22年以上23年未満	331,900
23年以上24年未満	314,700
24年以上25年未満	314,700
25年以上26年未満	298,000
26年以上27年未満	298,000
27年以上28年未満	281,100
28年以上29年未満	281,100
29年以上30年未満	264,200
30年以上31年未満	264,200
31年以上32年未満	243,400
32年以上33年未満	243,400
33年以上34年未満	223,000
34年以上35年未満	202,600
35年以上36年未満	181,800
36年以上37年未満	159,900
37年以上38年未満	138,000
38年以上39年未満	116,300
39年以上40年未満	84,400
40年以上	54,600

別表第6（第20条関係）

	職	区分
部長級	院長	一種
	副院長	二種
次長級	副院長（職の区分が五種と定められているものを除く。） 事務局長（職の区分が五種と定められているものを除く。）	四種
	副院長 事務局長 参事	五種
課長級 ・ 課長補佐級	部長（職の区分が十種と定められているものを除く。） センター長（職の区分が十種と定められているものを除く。）	八種
	部長 センター長	十種
副参事 技師長 事務局部長 その他（特に理事長が必要と認めるものに限る。）		十一種

別表第7（第20条関係）

## イ 事務職給料表

職務の級	区分	手当額	
		再任用職員以外	再任用職員
10級	一種	139,300円	133,600円
	二種	133,700円	128,200円
9級	一種	128,900円	112,900円
	二種	123,700円	108,400円
8級	四種	104,100円	87,800円
	五種	94,600円	79,800円
7級	四種	98,600円	80,200円
	五種	89,700円	72,900円
	八種	76,200円	62,000円
	十種	67,200円	54,700円
	十一種	53,800円	43,800円
6級	八種	71,800円	54,600円
	十種	63,300円	48,200円
	十一種	50,700円	38,500円

## ロ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	手当額	
		再任用職員以外	再任用職員
4級	一種	142,100円	115,900円
	二種	136,400円	111,300円
	四種	123,600円	102,000円
	五種	112,400円	92,700円
	八種	94,300円	78,800円
	十一種	66,600円	55,600円
3級	八種	90,500円	66,400円
	十種	79,900円	58,600円
	十一種	63,900円	46,900円
2級	八種	81,200円	57,200円

## ハ 医療職給料表(二)

職務の級	区分	手当額	
		再任用職員以外	再任用職員
6級	八種	78,100円	63,400円
	十種	68,900円	56,000円
	十一種	55,100円	44,800円

## ニ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	手当額	
		再任用職員以外	再任用職員
6級	四種	98,900円	73,200円
	五種	88,900円	73,200円
	八種	76,400円	56,600円
	十種	67,400円	49,900円
	十一種	54,000円	39,900円

別表第8（第26条関係）

適用範囲		支給額
1 エックス線その他の放射線を取り扱うことを常例とする者（補助者を含む。ただし、別に定めるものを除く。）	(1) 医療職(三) 3級、2級又は1級の職務にある者	月額 14,400円
	(2) 医療職(三) 5級又は4級の職務にある者	月額 11,950円
	(3) 医療職(三) 6級の職務にある者	月額 7,300円
	(4) (1)から(3)まで以外の者	月額 18,200円
2 病原体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（補助者を含む。）		月額 17,400円
3 看護等業務のうち常時手術室又は人工透析室に勤務する者	(1) 医療職(三) 3級、2級又は1級の職務にある者	月額 13,600円
	(2) 医療職(三) 5級又は4級の職務にある者	月額 11,150円
	(3) 医療職(三) 6級の職務にある者	月額 6,450円
4 常時手術室又は人工透析室に勤務する臨床工学技士及び看護等業務の補助業務に従事する者		月額 17,400円
5 医師（院長を除く。）、薬剤師、理学療法士、マッサージ師、保育士、作業療法士、言語聴覚士及び看護等業務の補助業務（保清及び洗濯業務を含む。）に従事する者		月額 13,050円
6 看護等業務に従事する助産師、看護師（別に定める看護等業務管理を行うものを除く。）、准看護師	(1) 医療職(三) 3級、2級又は1級の職務にある者	月額 8,850円
	(2) 医療職(三) 5級又は4級の職務にある者	月額 6,550円
	(3) 医療職(三) 6級の職務にある者	月額 2,200円
7 窓口業務を担当することを常例とする者及びこれに準ずる者		月額 13,050円
8 1から7までに掲げる者以外の者で患者に接するもの	(1) 副院長（看護部の職員に限る）及び看護部長並びに主として看護等業務管理を行う看護部副参事又は看護部副部長	月額 1,400円
	(2) (1)以外の者	月額 12,250円